

保護者各位

苫小牧市健康こども部こども育成課

まん延防止等重点措置の解除に伴う対応について（お願い）

日頃より教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道へのまん延防止等重点措置の適用を受けて、本市では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭保育等への協力をお願いしておりましたが、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることとなりました。

この間、保護者の皆様におかれましては、長期間に渡り家庭保育等にご協力をいただき感謝申し上げます。

なお、各施設ではお子様を安全にお預かりするために、消毒の徹底等による感染予防の取組みを継続しますが、各家庭におかれましても、引き続き下記についてご協力いただきますようお願いいたします

#### 記

### 1 各家庭での感染拡大防止の実践について

「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

※詳細はこちら



### 2 体調不良時の登園自粛のお願いについて

国では、保育所等の登園に当たっては、登園前に必要に応じて子ども本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用をお断りする取扱いとしているほか、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとさせていただきますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、下記の(1)から(3)に該当する場合は、登園できませんので、在籍園にご連絡いただくようお願いいたします。

- (1) 当該児童が新型コロナウイルスに感染した場合
- (2) 当該児童又は同居の家族がPCR検査を受け結果が出るまでの間
- (3) 同居の家族等の感染により、当該児童が濃厚接触者となった場合

※ (1)及び(3)の登園自粛期間は、保健所の指示によります。

※ PCR検査等は、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものを言い、会社の指示や自主的に受けた場合（簡易検査キットでの検査）などは含まれません。

### 3 その他

各施設において、感染拡大防止等の取組みは異なります。

詳細につきましては、在籍園にお問い合わせください。

<担当> 健康こども部こども育成課  
電話 0144(32)6378